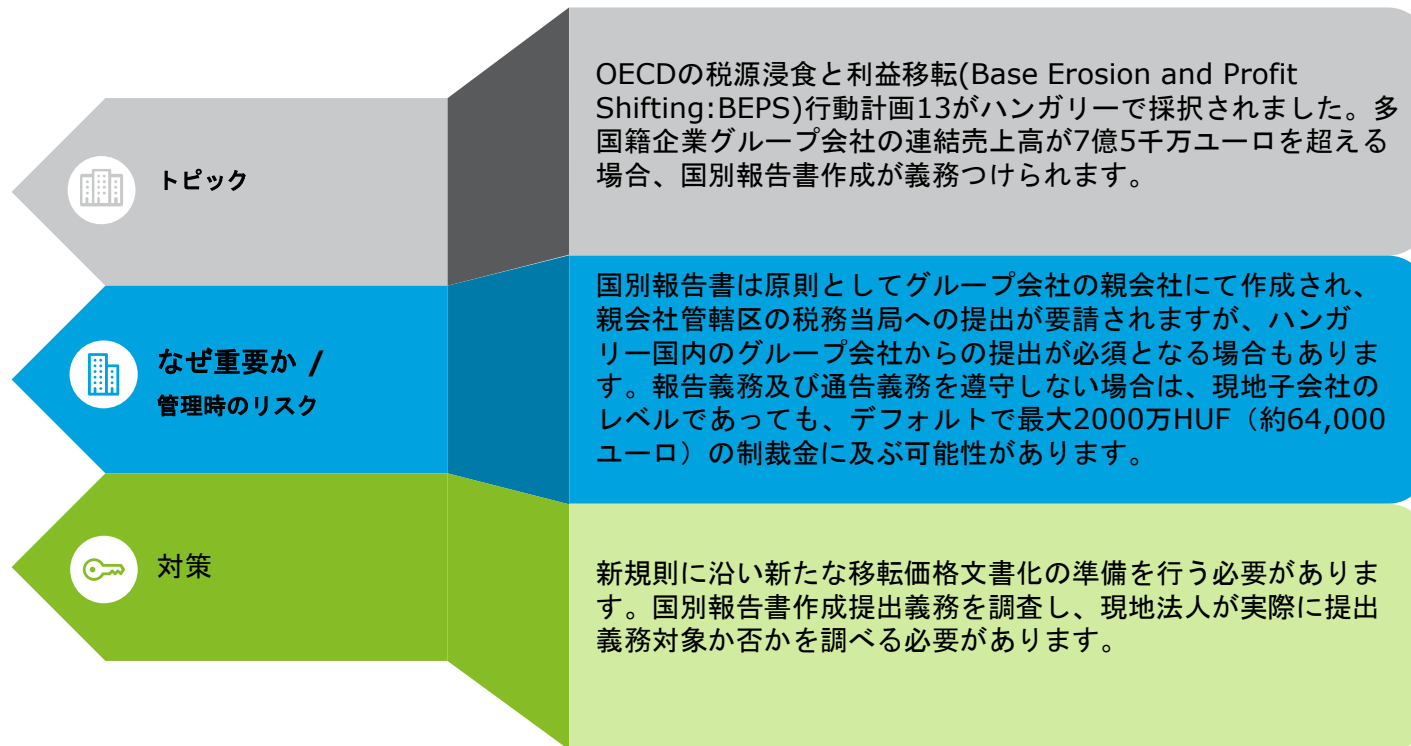




**移転価格税制に関する新たな法令要件及び
国別報告書作成提出義務**

ハンガリーにおける移転価格コンプライアンス要件： 国別報告書と新たな移行価格文書化要件



国際ガイドライン

税源浸食と利益移転 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting) –
行動計画13 – OECDガイドライン チャプターV.

CbCR国別報告書

親会社が作成



多国籍企業グループの各国別の所得、納税額の配分など多国籍企業グループ各国別の活動状況。多国籍企業グループ内の移転価格リスクの存在の有無を評価する為に使用

- 親会社、子会社所在国毎の総収入、所得、税額、資本金などの財務情報、従業員、有形資産額、主要事業など

マスターファイル

親会社が作成



多国籍企業グループの組織、財務、事業概要などの全体像にかかる情報。多国籍企業グループ内の移転価格リスクの存在の有無を評価する為に使用

- グループ組織図、事業概要、無形資産情報、会社間の融資、財務および税務ポジション

ローカルファイル

親・子会社が各々作成



関連者間取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報。独立企業原則の遵守状況を確認し、移転価格課税を行うために使用

- 組織図、経営戦略、現地法人、主要な関連者間取引と取引背景、移転価格事前確認制度(APA)、財務諸表

移転価格に関する 文書化 マスターファイル

マスターファイル概念

- ハンガリー国家経済省32/2017新移転価格税制に基づく規制は既に利用可能です。
- 移転価格OECDガイドラインに沿ったものです
- マスターファイルは、移転価格文書の義務的な部分となります
- 情報量が増加したために追加の管理が必要です
- 以下が含まれます
 - グループの概要、多国籍企業の組織構造
 - 多国籍企業のビジネス、無形資産の説明
 - 多国籍企業の企業間の財務活動、財務および税務ポジション
 - 中央財務機能を提供するグループのメンバーの特定
 - 効果的な管理の場
 - 事業再編取引、買収の説明

マスターファイル – 主要な文書

より構造化した詳細な情報を現行のシステムと比較して提示する必要があります

現在の法律

- 無形資産の所有および支払われたロイヤリティの提示に関する情報

例



マスター
ファイル

新しい法律

- 無形資産の開発、所有および搾取に関する**全体の戦略**の大まかな記述
- 主要なR&D施設の**位置**およびR&D管理の場所
- 無形資産または無形資産のグループおよびそれらを法的に所有している**法人のリスト**
- 無形資産に関連する**契約のリスト**
- R&Dおよび無形資産に関連するグループの**移転価格方針**の記述
- 法人、国及び関連する報酬を含む無形資産における**重要な資産の移転**の説明

マスターファイルの内容

会社間の財務活動

- グループの資金調達方法、重要な資金調達の段取りの説明
- 中央融資機能を提供するグループのメンバーの特定および効果的な管理の場
- 資金調達に関する大まかな移転価格方針の説明

財務および税務ポジション

- 財務報告、規制、内部管理、税またはその他の目的で別途用意されている場合は、連結財務
- 既存の一方的なAPAおよびその他の租税裁定のリストと簡単な説明

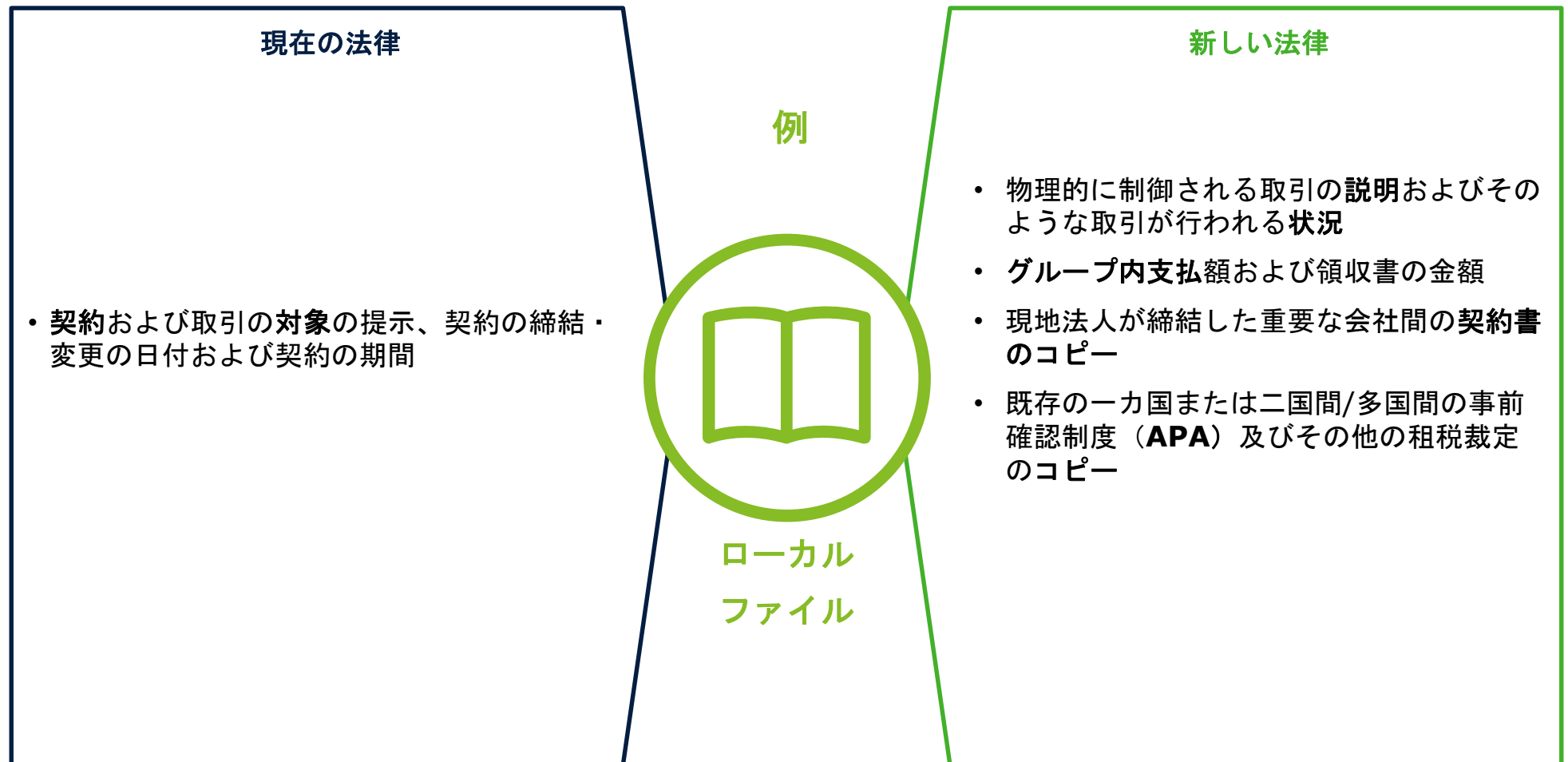
ビジネスの説明：

- ビジネスの利益の重要な推進要因
- 最大の製品および、またはサービスのサプライチェーンの説明
- グループメンバー間の重要なサービスアレンジのリスト
- グループの主な地理的市場の説明
- 機能解析
- 事業再編取引、買収の説明

移転価格に関する 文書化 ローカルファイル

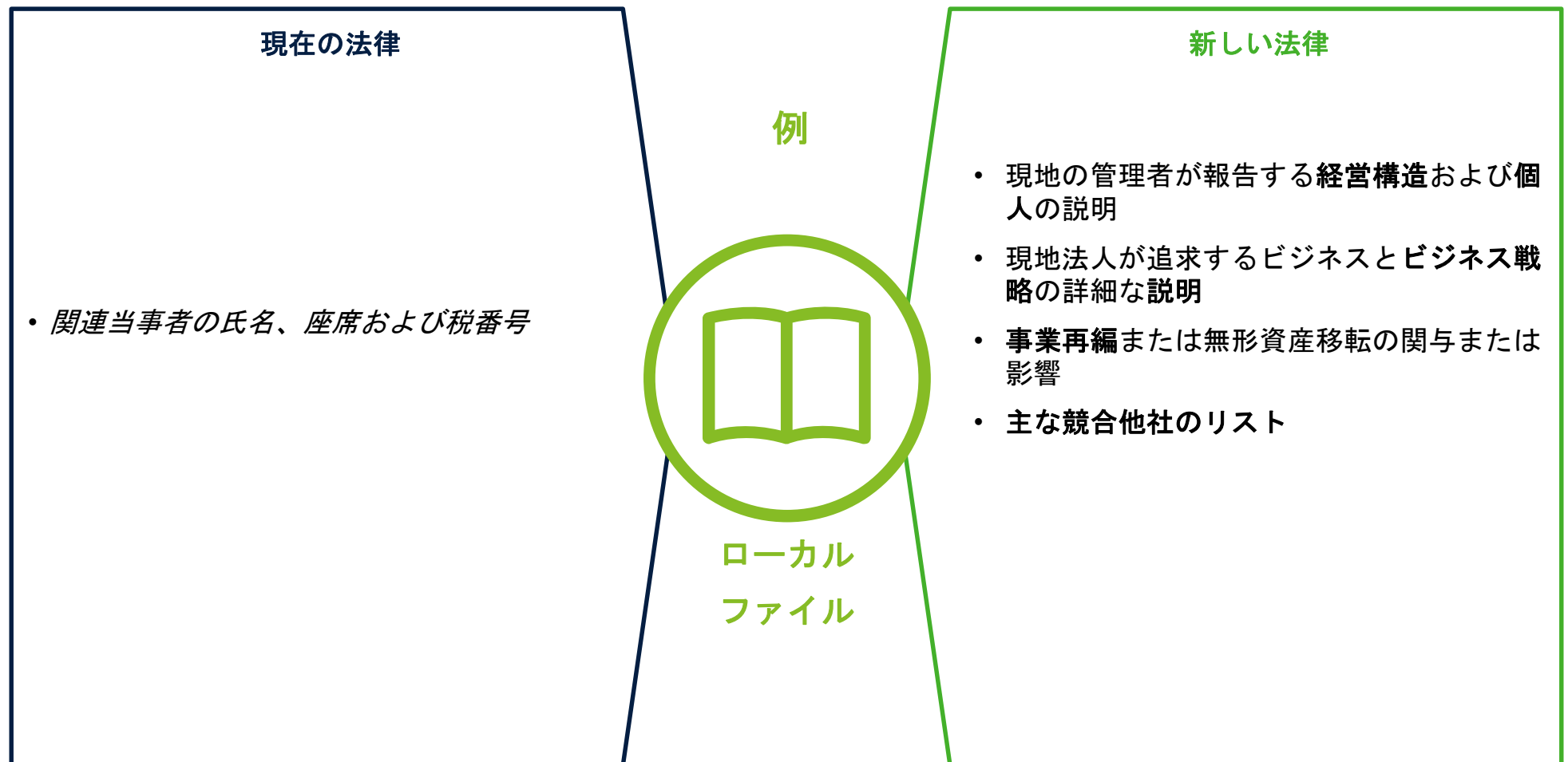
ローカルファイル

より構造化した詳細な情報を現行のシステムと比較して
提示する必要があります



ローカルファイル

より構造化した詳細な情報を現行のシステムと比較して提示する必要があります



より構造化した詳細な情報を現行のシステムと比較して
提示する必要があります

現在の法律

- 比較可能な製品およびサービスに基づいて計算された価格、マージン、利益、その他の値または範囲（相対取引価格）

例



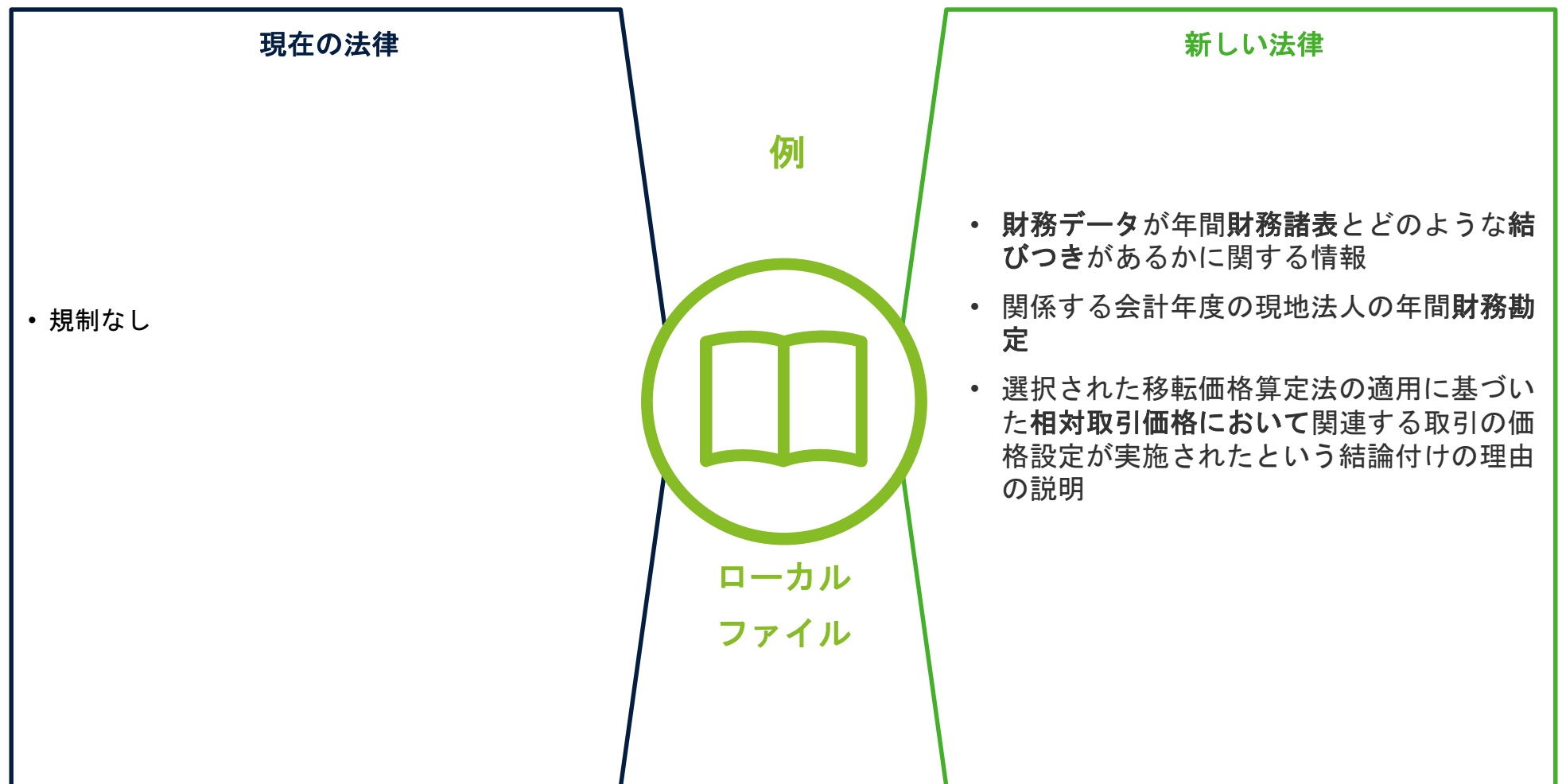
ローカル
ファイル

新しい法律

- 関連する企業が被験者として選択されたことを示す表示、この選択の理由の説明
- 移転価格算定方法の適用における重要な前提の概要
- 複数年分析を実施する理由の説明
- 選択された比較可能な取引のリストおよび記述、および関連する財務指標に関する情報
- 移転価格算定方法の適用に使用される財務情報の概要

ローカルファイル

より構造化した詳細な情報を現行のシステムと比較して
提示する必要があります



CbCR国別報告書

国別報告書 - ハンガリーの法律

国別報告書を提出すべき組織とは

連結グループ収益が7億5,000万ユーロを超える企業

報告義務：



グループ最上位の親会社

Vs.



その他のグループ会社

通知および国別報告義務 -ハンガリー税務当局により電子的に発行された書式を元にします

グループ最上位の親会社の国とハンガリーとの情報の関係が自動的に交換されない場合、報告義務はハンガリー法人に渡されることがあります

日本とハンガリー間に活発な交流関係はありません



ハンガリー法人に対する国別報告義務？

国別報告書の内容

Table 1. Overview of allocation of income, taxes and business activities by tax jurisdiction

Name of the MNE Group: Fiscal Year Concerned:										
Tax Jurisdiction	Revenues			Profit (Loss) Before Income Tax	Income Tax Paid (on Cash Basis)	Income Tax Accrued—Current Year	Stated Capital	Accumulated Earnings	Number of Employees	Tangible Assets other than Cash and Cash Equivalents
	Unrelated Party	Related Party	Total							

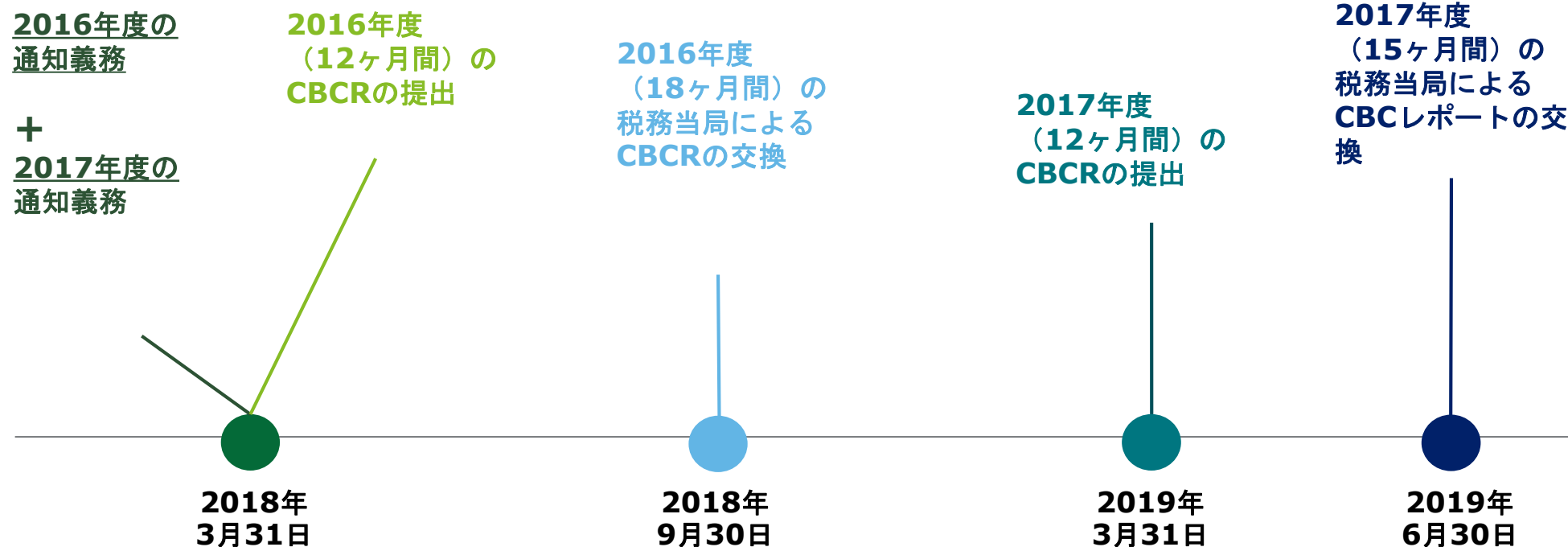
国別報告書の内容

Table 2. List of all the Constituent Entities of the MNE group included in each aggregation per tax jurisdiction

Name of the MNE Group: Fiscal Year Concerned:														
Tax Jurisdiction	Constituent Entities Resident in the Tax Jurisdiction	Tax Jurisdiction of organization or incorporation if different from Tax Jurisdiction of Residence	Main Business Activity(ies)											
			Research and Development	Holding or Managing Intellectual Property	Purchasing or Procurement	Manufacturing or Production	Sales, Marketing, or Distribution	Administrative, Management or Support Services	Provision of Services to Unrelated Parties	Internal Group Finance	Regulated Financial Services	Insurance	Holding shares/other equity instruments	Dormant
	1.													
	2.													
	3.													
	1.													
	2.													
	3.													

ハンガリーの法律に基づくタイムライン

2016年4月1日（2016年度）に営業開始の場合、CbCR国別報告書



初期設定のペナルティは最大2,000万HUF（約64,500ユーロ）です

Deloitte 技術による解決策

国別報告書及び移転価格の文書化

国別デジタル交換 - CDX



多国籍企業グループ内の関連する財務データを国別報告書要件に従いアップロードし記述

デジタルDoX



多国籍企業グループ内の標準・調和化された移転価格の文書化